

新シリーズ!

損をしないための税務豆知識

◆シリーズ第1回◆

平成19年度税制改正のポイント

個人の方の所得控除の改正

～地震保険料控除の創設と損害保険料控除の廃止～



平成18年の税制改正で、平成19年1月から「地震保険料控除」が創設され、現行の「損害保険料控除」が廃止されました。

【地震保険料控除の対象契約】

居住用家屋・生活用動産を保険や共済の目的とする契約で、かつ、地震、噴火または津波等を原因とする火災、損壊等による損害の額をてん補する保険金や共済金が支払われるものに限られます。

【経過措置】

損害保険料控除は廃止されましたが、以下の要件を満たす長期損害保険契約等に係る損害保険料については経過措置として地震保険料控除の対象とすることができます。

1. 平成18年12月31日までに締結した契約（保険期間または共済期間の始期が平成19年1月1日以後のものは除く）
2. 満期返戻金のあるもので保険期間または共済期間が10年以上の契約
3. 平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないもの

【地震保険料控除の控除額】

区分	年間の支払保険料の合計	控除額
(1)地震保険料	5万円以下	支払金額
	5万円超	5万円
(2)旧長期損害保険料	1万円以下	支払金額
	1万円超2万円以下	支払金額÷2 + 5千円
	2万円超	1万5千円
(1)・(2)両方がある場合		(1)、(2)それぞれの方法で計算した金額の合計額（最高5万円）

ある一つの保険契約が上記の(1)、(2)の保険契約のいずれにも該当する場合には、いずれか一つの契約のみに該当するものとして控除額を計算します。

【適用を受けるための手続き】

地震保険料控除を受ける場合には、確定申告書に地震保険料控除に関する事項を記載するほか、支払金額や控除を受けられることを証明する書類を確定申告書に添付または申告の際に提示する必要があります。

その他ご不明な点、ご質問等ございましたら、最寄の税務署か顧問税理士にご相談ください。



上司の権威をつけるための最良の方法は、部下が困っている仕事を解決してやることである。

【バルザック】

STEP

Vol.39

行本会計事務所通信



《発行元》
行本会計事務所 事業開発部
TEL: 0835-27-2700
FAX: 0835-22-1166
《発行日》
平成19年9月1日

特集**増販増客セミナー・さいきょうJEカレッジご案内****増販増客セミナー大好評！**

7月31日（火）防府商工会議所にて飲食店経営の皆様方を対象に増販増客セミナーを開催しました。

今までも、県内4ヶ所で(株)西京総研主催の売上アップセミナーで増販増客「CTPTマーケティング」の説明をしてまいりましたが、対象を飲食店経営者にしぼったセミナーは、今回が初めてでした。

今回は、『多額のコストをかけられない飲食店が売上増になるために！！これからの時代は、CTPTマーケティングで“勝ち組”を目指そう』をコンセプトにCTPTマーケティングの講義と成功事例の2事例の説明・解説など、実践的な内容でした。参加された方々から、「もっと詳しい話が聞きたい」「ぜひ実践してみたい」など、とても前向きなご意見をいただきました。

防府でのセミナー好評を受け、今後はその他の地域でも増販増客セミナーを開催する予定です。

**増販増客実例集2007発刊**

平成19年7月に『増販増客実例集2007』が企画塾出版部より発刊しました。『進化する！

「売上増」バイブル』として今回で5冊目の発刊になります。

今回は、飲食業・小売業・サービス業を中心として、他にも各種様々な分野の実例集になっています。数

々の売上増をサポートしてきた専門家が語る38の成功ストーリーがきっと皆様のお役に立つこと間違いありません。

売上の増加に悩んでいる経営者には、この本で紹介する『CTPTマーケティング』は朗報です。まず、中小企業向けの増販ノウハウだからです。次に経費面で適正です。手順がしっかりしていれば大きな成功が期待できます。ぜひ皆さん一度、この実例集を手にしてみてください。本書実例のひとつとなるように一緒にがんばりましょう。

『増販増客実例集2007』のお問い合わせ、または、増販増客に興味のある方、まずは「ユクモト増販情報センター（行本会計事務所 防府支店 担当：椎木・藤井）」へご連絡下さい。

**さいきょうJEカレッジ（若手経営幹部育成大学）開講**

西京銀行の主催で、地域企業の後継者・経営幹部育成のニーズに応えた経営幹部を育成するための講座「さいきょうJEカレッジ」が開講されます。

「さいきょうJEカレッジ」は経営幹部に必要な実践的な知識を習得していただくとともに受講者・講師との交流を通じて人脈を拡大する場です。講義では経営者としての着眼点、経営計画、企業会計、人材育成などについて実際の事例に基づいた実践的な知識とすぐに使えるノウハウを学んでいただきます。

このたび、開催日1日目に行本会計事務所のスタッフが「経営者のあり方」「決算書の見方・活かし方」「経営計画の作り方」「事例に学ぶ経営のポイント」についての講師を務めることとなりました。尚、2日目には「組織のモチベーション向上」「部下の育成」「組織のコミュニケーション力向上」の講義が行われます。詳細については西京総研までご連絡ください。

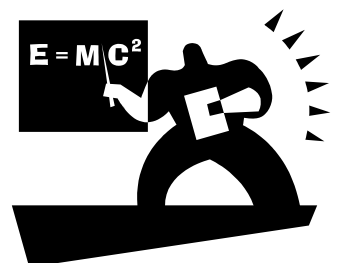
開催期間：平成19年9月21日（金）～22日（土）（1泊2日）

会場：湯本観光ホテル

受講料：4万円（税込）＜含 テキスト・宿泊・食事・懇親会費＞

定員：先着30名様

主催：西京銀行 / 事務局：西京総研（TEL：0834-31-1320）





5分で読める 行本コラム

誰でも、ものごとを決定するのは、勇気が必要です。100%の良いが無いならば、100%の悪いもありません。常に、『良いと悪い』の比率は動くものですし、状況によって異なるものです。ましてや、会社経営となるとその迷いは極限に達するものです。会社の存続は究極のところ、人の生存の可否を決定しかねないからです。ところが、あまりにも優柔不断な経営者が居ることに驚きます。この傾向はとりわけ、2代目の経営者に多く見受けられます。端的なところ、経営に関する意思決定の訓練が実施されなかった

～優柔不断な意思決定をする経営者～

ことに起因しているでしょう。先代が創業者で、何でも1人で決め、これに実行力がこれに伴っていると、結果的には次の世代が優柔不断な経営者になることが多いように思います。理由は簡単です。経営の意思決定の訓練が日常的に行われてこなかったからです。創業者的経営者とその2代目との間で、健全な人間関係が維持できて、かつ経営の意思決定の訓練が実行されていると問題はありませぬ。ところが、世の中と言うものは皮肉なもので、そのような訓練が実行されないまま先代が亡くなるようなケースもしばしばあるのです。程度の差こそあっても、そのようなケースでは、優柔不断な経営者を生むことになります。

これは、本人にとっても不

幸です。先代が優秀であればあるほど、先代の偉大さが顕著になります。更なる不幸は、自分自身が先代の実行力がそのまま継承されていると錯覚してしまうことです。先代の決断力と実行力を自分が持ち合わせていると錯覚すると、そこには更なる不幸が生じます。

いずれにせよ、経営者の優柔不断な意思決定は企業再生の多いなるさまたげになります。



職員コラム Vol.13 ^{ふるや}古谷 和彦（山口本部）

5月より入社しました古谷です。どうぞよろしくお願い致します。私は全くのど素人ですが、サッカーチームに入ってキーパーをやっています。今の時期、また冬の時期はかなり厳しいですが、気候のいい時期には日頃しない全力疾走を足がもつれながらもするのはとても気持ちがいいものです。



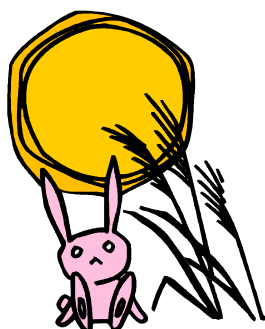
試合の翌々日くらいまで筋肉痛でたいへんですが。チームは市リーグに登録しており、月1回程度の試合（雑談、打ち上げ）をしています。市リーグのチームでは珍しく、高校時代の同級生が集まり結成したチームです。年々平均年齢が上がっていくという問題を乗り越え、昨季は2部リーグながらも準優勝することができました。これからもけがをしない程度にがんばっていくつもりです。

税務カレンダー

【9月】

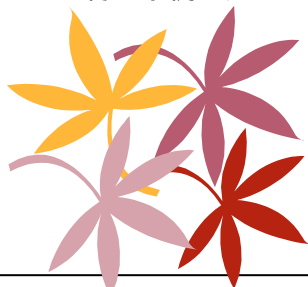
今年は9月30日が日曜日のため、
申告期限が10月1日になります。

- ・7月決算法人の確定申告
申告期限：10月1日
- ・1月決算法人の中間申告
申告期限：10月1日
- ・消費税の年額が400万円超の
1月、4月、10月決算法人の
3月ごとの中間申告
申告期限：10月1日
- ・8月分源泉所得税・住民税の
特別徴収税額の納付
納期限：9月10日



【10月】

- ・8月決算法人の確定申告
申告期限：10月31日
- ・2月決算法人の中間申告
申告期限：10月31日
- ・消費税の年額が400万円超の
2月、5月、11月決算法人の
3月ごとの中間申告
申告期限：10月31日
- ・9月分源泉所得税・住民税の
特別徴収税額の納付
納期限：10月10日
- ・個人の道府県民税及び市町村
民税の納付
納期限：10月中において市町
村の条例で定める日



【11月】

- ・9月決算法人の確定申告
申告期限：11月30日
- ・3月決算法人の中間申告
申告期限：11月30日
- ・消費税の年額が400万円超の
3月、6月、12月決算法人の
3月ごとの中間申告
申告期限：11月30日
- ・10月分源泉所得税・住民税の
特別徴収税額の納付
納期限：11月12日
- ・個人事業税の納付
納期限：11月中において各都
道府県の条例で定める日



その他の納税に関するご質問やご不明な点がございましたら、最寄の税務署か顧問税理士にご相談ください。

拠点紹介

中国、九州地区5市に拠点を置き活動しています



【山口本部】

山口市矢原642-26
TEL 083-925-1383
FAX 083-925-1349



【広島支店】

広島市中区大手町5-16-1
たかのばしハイツ2F
TEL 082-545-2320
FAX 082-545-2307



【防府支店】

防府市佐波1-13-1
TEL 0835-27-2700
FAX 0835-22-1166



【萩支店】

萩市大字椿2760-6
TEL 0838-24-0086
FAX 0838-24-0087



【福岡支店】

福岡市博多区博多駅東2-18-30
八重洲博多ビル5F
TEL 092-431-6650
FAX 092-431-6621

お名前、ご住所などの情報は、セミナーなどのご案内や弊社事務所通信のお届けなど、当社の営業活動に限り使用させていただきます。今後ご案内等が不要の場合は、大変恐れ入りますが下記に御社名を記入後、右下の欄に✓を入れ、この紙を折り目に沿って半分に切ってFAXでご返信ください。

御社名

FAX : 0835-22-1166 行本会計事務所 防府支店 今後案内等は不要ですので受け取りを拒否します

